

すこやかホームヘルプセンター運営規程

(福島市介護予防・日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すこやか福祉会が開設するすこやかホームヘルプセンター（以下「事業所」という）が行う福島市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の研修者の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、事業対象者に対し、適正な総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、事業対象者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、またその方の生活の目標を踏まえ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

(2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 すこやかホームヘルプセンター

所在地 福島市松木町14-2 エリートイン松木1F

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 3名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する総合事業のサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、第1号訪問事業計画の作成・定期的な評価等を行い、自らも総合事業サービスの提供を行う。

(3) 訪問介護員等 8名以上

訪問介護員等は総合事業サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

但し、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 24時間

(総合事業サービスの内容及び利用料等)

第6条 総合事業サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、福島市が定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、事業対象者か

ら本人負担分の支払を受けるものとする。

イ 訪問型サービス費 1…1週に1回程度

ロ 訪問型サービス費 2…1週に2回程度

(2) 次条の通常の実施地域を越えて行う総合事業サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額とする。

イ 通常の事業の実施地域の境界から1キロメートルにつき、25円（距離数は往復とする）

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、事業対象者又はその家族にたいして事前に文書で説明した上で、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(4) キャンセル料 ご利用予定日の前日までにご連絡がなかった場合、キャンセル料として1,000円をいただくものとする。

(通常の実施の実施)

第7条 通常の実施地域は、福島市、伊達市（旧伊達町）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、総合事業サービスを実施中に、事業対象者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の取扱いについて)

第10条 個人情報の取扱いについては、関係法令及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いを行う。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する総合事業のサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 すこやかホームヘルプセンターは、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

イ 採用時研修 採用後1ヶ月以内

ロ 継続研修 年 3回

(2) 従業員は業務上知り得た事業対象者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業員であった者に、業務上知り得た事業対象者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人すこやか福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 3月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 21日から施行する。